

枚方市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）12 月 25 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 監査の対象

(1) 対象部課

総務部
人事課
職員課
コンプライアンス推進課
総務管理室
契約課
工事検査課

(2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和2年（2020年）9月1日（火）から令和2年（2020年）12月24日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[人事課]

○職員の人材育成及び研修に係る事務処理について

人事課では、枚方市スポーツ協会、枚方市社会福祉協議会、枚方寝屋川消防組合の職員が人事課主催研修に参加することを認めており、各団体に対して参加実績に応じた負担金の請求を行うこととなっているが、協定書どおりの請求が行われていなかった。

今後は、協定書に基づき、適正に請求事務を行うよう要望する。

[職員課]

○長時間労働の縮減と働き方改革の推進について

働く人が意欲・能力を存分に発揮できる環境を作り、生産性を向上させることを目的に、平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、長時間労働の縮減、年次有給休暇取得の促進などワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。そうした中、職員課では、時間外勤務の上限規制、ノー残業デーの実施や、PCシャットダウンシステムの導入、また、休暇を取得しやすい職場の環境づくりなど様々な取組が行われている。

今後も、各職場における課題等を十分に把握した上で、長時間労働の縮減と働き方改

革の推進に向けた取組を行うよう要望する。

[コンプライアンス推進課]

○文書の保管及び保存に係る事務について

コンプライアンス推進課では、文書の保管、保存など文書管理の総括に関する事務を所管しており、長期保存文書としてマイクロフィルム文書に係る事務を行っているが、枚方市マイクロフィルム文書取扱規程に規定されているマイクロフィルム文書保存台帳及びマイクロフィルム文書閲覧簿が未整備であり、文書担当課長であるコンプライアンス推進課長の承認を得ることなく閲覧に供していた。

市の諸活動について、将来に渡り、市民等に対し説明責任が果たせるよう、今後も、各部署と連携を図りながら、公文書の適正な管理に努めるよう要望する。

[総務管理室（総務管理担当）]

○来庁者向けのサービス業務に係る収納金処理及び各種釣銭の管理について

総務管理室では、本庁舎等への来庁者が利用するためのコピー機や公衆電話等を設置し、その管理を行っている。

来庁者向けサービス業務に係る収納金の指定金融機関等への払込みについては、前回定期監査において会計規則に基づいて適正に処理を行うよう要望しているところであるが、今回の定期監査においても、適正な処理がなされていなかった。

また、コピー機の課金装置内にある現金については、実際のサービス提供量を確認した上での収納処理ができていなかった。

今後は、収納された現金と実際に提供したサービス量との確認方法を検討するとともに、関係部署とも早急に協議を進め、会計規則に基づいた適正な収納事務を行うよう要望する。

[総務管理室（財産管理担当）]

○市有建築物等の損害共済について

総務管理室では、市が所有又は管理する建物・工作物・動産について、火災や落雷等による被災に備えるために、建物総合損害共済への加入、解約及び請求手続等に係る総括事務を行っているが、関係部署間の連携不足により、行政財産の用途廃止に伴う解約手続が遅れ、本市が負担する共済基金分担金の実負担額に差額が生じていた。

今後は、各部署間の連携を十分図りながら、市有建築物等についての適正な管理を行うよう要望する。

[契約課]

○契約課における事務処理の状況について

契約課では、工事その他の請負契約及び業務委託契約、物品の売買及び賃借契約に関する事務等を行っている。

工事契約事務については、予定価格及び最低制限価格の設定の誤りにより、落札決定を取り消されていた事例や、物品契約事務については、業者からの見積書と金額の異なる契約書を作成し、締結していた事例があった。

このような事務処理の誤りは、本市の契約手続への信頼を損ねるだけでなく、結果的に市民サービスの低下を招くことになることから、適正な事務執行に努めるよう強く要望する。

また、入札不正行為の徹底した防止を図るとともに、電子メールの活用や、押印の見直しなど契約事務の改善にも努めるよう併せて要望する。

[工事検査課]

○建設工事の検査等に関する事務について

工事検査課が所管している建設工事の検査、設計及び施行に係る審査は、契約の適正な履行を確保するために必要不可欠な事務であり、引き続き、関係する規程・要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるよう要望する。